(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2004-314965 (P2004-314965A)

(43) 公開日 平成16年11月11日(2004.11.11)

(51) Int.C1.⁷

 $\mathbf{F} \mathbf{I}$

テーマコード (参考)

B60R 25/02

B60R 25/02 602 B60R 25/02 624

審査請求 有 請求項の数 7 〇L (全 14 頁)

(21) 出願番号

特願2004-201907 (P2004-201907)

(22) 出願日 (62) 分割の表示 平成16年7月8日 (2004.7.8)

原出願日

特願平9-69921の分割 平成9年3月24日 (1997.3.24) (71) 出願人 000003551

株式会社東海理化電機製作所

愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地

|(74)代理人 100071135

弁理士 佐藤 強

(72) 発明者 江口 哲司

愛知県丹羽郡大口町大字豊田字野田1番地

株式会社東海理化電機製作所内

(72) 発明者 一ノ瀬 洋

愛知県丹羽郡大口町大字豊田字野田1番地

株式会社東海理化電機製作所内

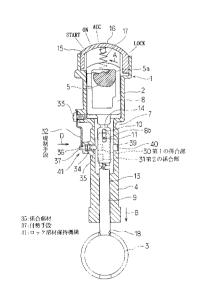
(54) 【発明の名称】ステアリングロック装置

(57)【要約】

【課題】 ロック部材がロック位置にある状態でロックボデーのガイド部が破損された場合には、ロック部材をロック位置に保持し、ロック部材がロック解除位置にある状態でガイド部が破損した場合には、ロック部材をロック解除位置に保持するようにする。

【解決手段】 ロック部材13におけるロックストッパ8に第1及び第2の係合部30,31を設け、ロックボデー1のガイド部4に係合部材35を設け、係合部材35は、常には規制プレート32により係合解除位置に保持しておく。ロック部材13がロック位置にある状態でガイド部4が破損され、規制プレート32による係合部材35の保持が解除された場合、係合部材35が第1の係合部30に係合することにより、ロック部材13をロック位置に保持する。ロック部材13がロック解除位置に保持する。

【選択図】 図7



【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体部を有すると共に、この本体部からステアリングシャフト側へ向けて突設された筒状のガイド部を有したロックボデーと、

前記本体部内に収納されたロック部材移動手段と、

前記ロックボデー内に前記ガイド部に沿って移動するように配設され、前記ロック部材移動手段により、先端部が前記ガイド部から突出して前記ステアリングシャフト側と係合するロック位置とその係合を解除するロック解除位置との間で移動されるロック部材とを具備し、

前記ロック部材が前記ロック位置へ移動して前記ステアリングシャフトの回転をロック し、ロック部材が前記ロック解除位置へ移動してステアリングシャフトの回転を許容する 構成とされたステアリングロック装置において、

前記ロックボデーとロック部材との間にロック部材保持機構を備え、

このロック部材保持機構は、

前記ロック部材に当該ロック部材の移動方向へ隣接して並ぶように設けられた第1及び第2の係合部と、

前記ロックボデーのガイド部に前記ロック部材側に移動可能に設けられ、ロック部材がロック位置に移動した状態では前記第1の係合部と対応し、ロック部材がロック解除位置に移動した状態では前記第2の係合部と対応する係合部材と、

この係合部材を前記第1及び第2の係合部側へ付勢するように設けられた付勢手段と、常には前記係合部材を前記付勢手段の付勢力に抗して係合解除位置に保持するように設けられた規制手段とを具備し、

前記ロック部材がロック位置に移動した状態で、前記ガイド部が破損されることに基づき前記係合部材に対する前記規制手段による保持が解除されたときに、その係合部材が前記係合解除位置から前記第1の係合部側へ移動して当該第1の係合部に係合することによりロック部材をロック位置に保持し、

ロック部材がロック解除位置に移動した状態で、ガイド部が破損されることに基づき係合部材に対する規制手段による保持が解除されたときに、その係合部材が係合解除位置から前記第2の係合部側へ移動して当該第2の係合部に係合することによりロック部材をロック解除位置に保持する構成とされていることを特徴とするステアリングロック装置。

【請求項2】

ロック部材にくびれ部からなる弱点部を設けたことを特徴とする請求項 1 記載のステア リングロック装置。

【請求項3】

第1及び第2の係合部は、共に係合部材が挿入される穴により構成されていることを特徴とする請求項1記載のステアリングロック装置。

【請求項4】

第 1 の係合部は第 2 の係合部よりも上方に位置していることを特徴とする請求項 3 記載のステアリングロック装置。

【請求項5】

ロック部材はロックストッパとロックバーとを備え、第1及び第2の係合部は前記ロックストッパに設けられていることを特徴とする請求項4記載のステアリングロック装置。

【請求項6】

ロックストッパにはくびれ部からなる弱点部が形成され、第1及び第2の係合部は前記弱点部よりもステアリングシャフト側に設けられていることを特徴とする請求項5記載のステアリングロック装置。

【請求項7】

本体部を有すると共に、この本体部からステアリングシャフト側へ向けて突設された筒状のガイド部を有したロックボデーと、

前記本体部内に収納されたロック部材移動手段と、

30

20

前記ロックボデー内に前記ガイド部に沿って移動するように配設され、前記ロック部材移動手段により、先端部が前記ガイド部から突出して前記ステアリングシャフト側と係合するロック位置とその係合を解除するロック解除位置との間で移動されるロック部材とを具備し、

前記ロック部材が前記ロック位置へ移動して前記ステアリングシャフトの回転をロック し、ロック部材が前記ロック解除位置へ移動してステアリングシャフトの回転を許容する 構成とされたステアリングロック装置において、

前記ロックボデーとロック部材との間に、

ロック部材がロック位置に移動した状態で前記ガイド部が破損されたときにロック部材 をロック位置に保持し、

ロック部材がロック解除位置に移動した状態でガイド部が破損されたときにロック部材をロック解除位置に保持するロック部材保持機構を設け、

前記ロック部材にくびれ部からなる弱点部を設けたことを特徴とするステアリングロック装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、運転者の膝などがロックボデーのガイド部部分に強く当たった際に、その衝撃力を緩和する構成とされたステアリングロック装置に関する。

【背景技術】

[0002]

自動車のステアリングロック装置は、基本的には次のような構成となっている。まず、ステアリングロック装置のロックボデーは、自動車のステアリングコラム部分に取り付けられていて、キーによって回動操作されるシリンダ錠を収納する筒状の本体部と、この本体部からステアリングシャフト側へ向けて突設されたガイド部とを一体に有している。

上記シリンダ錠の後方には、本体部内に位置させてシリンダ錠のキーロータと一体に回動するカム部材が設けられ、また、上記ガイド部内には、カム部材を囲繞する枠状をなすと共にばねによりステアリングシャフト側へ付勢されたロックストッパと、一端部がこのロックストッパに連結されたロックバーとからなるロック部材が移動可能に配設されている。

[0003]

しかして、シリンダ錠が施錠状態(キーロータが「LOCK」位置)になされた状態では、ロック部材がばねの付勢力によりロック位置へ移動し、ロックバーの先端部がステアリングシャフト側と係合してそのステアリングシャフトを回転不能にロックしている。そして、シリンダ錠が施錠状態から非施錠状態(キーロータが「ACC」または「ON」位置)になされると、カム部材によりロック部材をばねの付勢力に抗してステアリングシャフト側とは反対側のロック解除位置へ移動させ、ステアリングシャフトに対するロックバーの係合を解除することによりステアリングシャフトの回転を許容する構成となっている

[0004]

この種のステアリングロック装置においては、例えば運転者の膝がロックボデーのガイド部部分に強く当たった際の衝撃力を緩和するために、ガイド部の一部にくびれ部からなる弱点部を設け、ガイド部に一定以上の衝撃力が加わったときに、その弱点部部分で破損する構成としたものが考えられている。

【特許文献1】特開平7-9944号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

本発明の目的は、装置を大型化することなく、ロック部材がロック位置にある状態で、

20

10

30

40

ロックボデーのガイド部が破損された場合に、ロック部材がロック解除位置方向へ移動されることを防止でき、また、ロック部材がロック解除位置にある状態で、ロックボデーのガイド部が破損した場合には、ロック部材をロック解除位置に保持することができるステアリングロック装置を提供するにある。

【課題を解決するための手段】

[00006]

請求項1の発明は、上記の目的を達成するために、本体部を有すると共に、この本体部からステアリングシャフト側へ向けて突設された筒状のガイド部を有したロックボデーと

前記本体部内に収納されたロック部材移動手段と、

前記ロックボデー内に前記ガイド部に沿って移動するように配設され、前記ロック部材移動手段により、先端部が前記ガイド部から突出して前記ステアリングシャフト側と係合するロック位置とその係合を解除するロック解除位置との間で移動されるロック部材とを具備し、

前記ロック部材が前記ロック位置へ移動して前記ステアリングシャフトの回転をロック し、ロック部材が前記ロック解除位置へ移動してステアリングシャフトの回転を許容する 構成とされたステアリングロック装置において、

前記ロックボデーとロック部材との間にロック部材保持機構を備え、

このロック部材保持機構は、

前記ロック部材に当該ロック部材の移動方向へ隣接して並ぶように設けられた第1及び第2の係合部と、

前記ロックボデーのガイド部に前記ロック部材側に移動可能に設けられ、ロック部材がロック位置に移動した状態では前記第1の係合部と対応し、ロック部材がロック解除位置に移動した状態では前記第2の係合部と対応する係合部材と、

この係合部材を前記第1及び第2の係合部側へ付勢するように設けられた付勢手段と、常には前記係合部材を前記付勢手段の付勢力に抗して係合解除位置に保持するように設けられた規制手段とを具備し、

前記ロック部材がロック位置に移動した状態で、前記ガイド部が破損されることに基づき前記係合部材に対する前記規制手段による保持が解除されたときに、その係合部材が前記係合解除位置から前記第1の係合部側へ移動して当該第1の係合部に係合することによりロック部材をロック位置に保持し、

ロック部材がロック解除位置に移動した状態で、ガイド部が破損されることに基づき係合部材に対する規制手段による保持が解除されたときに、その係合部材が係合解除位置から前記第2の係合部側へ移動して当該第2の係合部に係合することによりロック部材をロック解除位置に保持する構成とされていることを特徴とするものである。

[0007]

上記した手段によれば、例えば駐車中において、シリンダ錠のキーロータが施錠位置に回動され、ロック部材がロック位置に移動した状態で、ロックボデーのガイド部が破損された場合には、ロック部材保持機構により、ロック部材をロック位置に保持するようになる。この状態では、ロック部材をロック位置からロック解除位置方向へ移動させようとしても移動させることはできず、よって、ステアリングシャフトのロックが解除されることを、大型化しない装置において防止できる。

[0008]

また、例えば自動車の走行中、すなわち、シリンダ錠のキーロータが非施錠位置に回動され、ロック部材がロック解除位置へ移動してステアリングシャフトの回転が許容された状態で、運転者の膝などがロックボデーのガイド部部分に強く当たって当該ガイド部が破損した場合には、ロック部材保持機構により、ロック部材をロック解除位置に保持するようになる。この状態では、ロック部材がロック位置方向へ移動することを、大型化しない装置において防止できる。

[0009]

10

20

30

請求項7の発明は、請求項1と同様な目的を達成するために、本体部を有すると共に、この本体部からステアリングシャフト側へ向けて突設された筒状のガイド部を有したロックボデーと、

前記本体部内に収納されたロック部材移動手段と、

前記ロックボデー内に前記ガイド部に沿って移動するように配設され、前記ロック部材移動手段により、先端部が前記ガイド部から突出して前記ステアリングシャフト側と係合するロック位置とその係合を解除するロック解除位置との間で移動されるロック部材とを具備し、

前記ロック部材が前記ロック位置へ移動して前記ステアリングシャフトの回転をロック し、ロック部材が前記ロック解除位置へ移動してステアリングシャフトの回転を許容する 構成とされたステアリングロック装置において、

前記ロックボデーとロック部材との間に、

ロック部材がロック位置に移動した状態で前記ガイド部が破損されたときにロック部材 をロック位置に保持し、

ロック部材がロック解除位置に移動した状態でガイド部が破損されたときにロック部材 をロック解除位置に保持するロック部材保持機構を設け、

前記ロック部材にくびれ部からなる弱点部を設けたことを特徴とするものである。

【発明の効果】

[0010]

本発明によれば、装置を大型化することなく、ロック部材がロック位置にある状態で、ロックボデーのガイド部が破損された場合に、ロック部材がロック解除位置方向へ移動されることを防止でき、また、ロック部材がロック解除位置にある状態で、ロックボデーのガイド部が破損した場合には、ロック部材をロック解除位置に保持することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

[0011]

以下、本発明の第1実施例について、図1ないし図6を参照して説明する。まず、図1及び図2において、ステアリングロック装置のロックボデー1は、自動車の図示しないステアリングコラム部分に取り付けられるようになっていて、図2中左右方向に延びる筒状の本体部2と、この本体部2からステアリングシャフト3側(図1及び図2中下方)へ向けて突設された筒状のガイド部4とを一体に有した構成となっている。

[0012]

本体部 2 において、前部側(図 2 中右側)には、図示はしないがキーによって回動操作される周知構成のシリンダ錠が配設され、また、このシリンダ錠の後方に位置させて、シリンダ錠のキーロータ(図示せず)と一体に回動するカム部材 5 (ロック部材移動手段に相当)が配設され、さらに、このカム部材 5 の後方に位置させて、カム部材 5 のシャフトを介して操作されるイグニッションスイッチ 6 が配設されている。カム部材 5 において、ガイド部 4 と交差する部分にカム凸部 5 a が設けられている。

[0013]

上記シリンダ錠は、周知のように、キーロータが「LOCK」位置に位置され、かつキーが抜き取られた状態では施錠状態になされ、キーロータにキーが挿入され、キーによりキーロータが「LOCK」位置から図1中矢印A方向へ回動されて、「ACC」、「ON」及び「START」位置へ回動されることにより非施錠状態となる。

この場合、図1及び図2は、キーロータが施錠位置である「LOCK」位置に回動された状態が示され、図3は、キーロータが非施錠位置の一つである「ON」位置に回動された状態が示されている。

[0014]

上記ロックボデー1において、ガイド部4の本体部2側の外周部には、くびれ部からなる弱点部7が設けられており、ガイド部4部分に一定以上の衝撃力が加わったときに、ガイド部4がその弱点部7で破損する構成となっている。これにより、運転者の膝などがそのガイド部4部分に強く当たった際の衝撃力を緩和するようになっている。

30

20

10

50

30

40

50

本体部 2 においてガイド部 4 と連通する部分には、上記カム部材 5 のカム凸部 5 a を囲 繞する形態の枠状をなすロックストッパ 8 が、また、ガイド部 4 内には、棒状のロックバ - 9 が、それぞれガイド部 4 の延び方向に沿って移動可能に配設されている。

[0 0 1 5]

ロックストッパ8には、下方に向けて突出する延設部8aが一体に設けられていて、この延設部8aに、上下方向に延びる長孔10が形成されている。ロックバー9の上部には、ロックストッパ8の延設部8aを挿入する凹部9aが形成されている。そして、ロックストッパ8とロックバー9とは、ロックバー9の凹部9aにロックストッパ8の延設部8aを挿入した状態で、上記長孔10に挿通した連結ピン11により連結されている。また、延設部8aと凹部9aとの間には圧縮コイルばね12が配設されている。これらロックストッパ8とロックバー9とにより、ロック部材13を構成している。ロック部材13のうち、ロックストッパ8における延設部8aの基端部部分には、上記弱点部7の近傍に位置させて、くびれ部からなる弱点部14が設けられている。

[0016]

本体部 2 において、カム凸部 5 a が配置された部分の上方部分には開口部 1 5 が形成されていて、この開口部 1 5 はカバー 1 6 によって閉鎖されている。このカバー 1 6 と上記ロックストッパ 8 との間には、付勢手段を構成する圧縮コイルばね 1 7 が配設されていて、この圧縮コイルばね 1 7 の付勢力により、ロック部材 1 3 をステアリングシャフト 3 側へ付勢している(図 1 及び図 2 の矢印 B 参照)。

[0017]

ここで、シリンダ錠のキーロータが「LOCK」位置に回動された状態では、ロック部材13が、圧縮コイルばね17の付勢力により、図1及び図2に示すロック位置に移動している。この状態では、ロックバー9の先端部がガイド部4から突出し、ステアリングシャフト3の回転がロックされるようになっている。

[0018]

そして、シリンダ錠のキーロータが「LOCK」位置から矢印A方向へ回動されることに伴い、カム凸部5aによりロック部材13が、圧縮コイルばね17の付勢力に抗して矢印Bとは反対方向へ移動され、図3に示すロック解除位置に保持される。この状態では、ロックバー9の先端部が係合溝18から後退してその係合溝18に対する係合が外れ、ステアリングシャフト3の回転が許容されるようになる。

[0 0 1 9]

さて、ロックボデー1のガイド部4において、上記弱点部7寄りの部位には、図1に示すように、それぞれ穴からなる第1及び第2の係合部20及び21が、ロック部材13の移動方向である上下方向に並べて設けられている。これら第1及び第2の係合部20及び21は、内側がガイド部4内と連通していて、外側はそれぞれプレート22により閉鎖されている。また、ガイド部4内には、規制手段を構成する規制プレート23がねじ24により取り付けられていて、この規制プレート23の下部が、第1及び第2の係合部20及び21の内側の開口部を閉鎖する状態となっている。規制プレート23は、一端部である上端部側がロックボデー1の本体部2側においてねじ24により固定されている。

[0 0 2 0]

ロック部材13のうちのロックストッパ8における延設部8aには、上記長孔10の下方に位置させて横向きの収容部25が形成されていて、この収容部25に、図4に示す係合部材26が、ロック部材13の移動方向と直交する方向(横方向)に移動可能に収容されている。この係合部材26は、収容部25内に配設された付勢手段を構成する圧縮コイルばね27により、上記第1及び第2の係合部20,21側へ付勢(図1の矢印C参照)されているが、常には、上記規制プレート23により図1及び図3に示す係合解除位置に保持されている。

[0 0 2 1]

ここで、ロック部材13が図1及び図2に示すロック位置に移動した状態では、係合部

20

30

40

50

材 2 6 の先端部 2 6 a が規制プレート 2 3 を介して第 1 の係合部 2 0 に対向し、ロック部材 1 3 が図 3 に示すロック解除位置に移動した状態では、係合部材 2 6 の先端部 2 6 a が規制プレート 2 3 を介して第 2 の係合部 2 1 に対向する構成となっている。第 1 及び第 2 の係合部 2 0 及び 2 1 は、係合部材 2 6 の先端部 2 6 a が挿入し得る大きさに形成されている。

[0022]

そして、ガイド部4に設けられた第1及び第2の係合部20及び21と、ロック部材13のロックストッパ8に設けられた係合部材26と、この係合部材26を第1及び第2の係合部20及び21側へ付勢する圧縮コイルばね27と、係合部材26を常には係合解除位置に保持する規制プレート23とにより、ロック部材保持機構28を構成している。次に、上記構成の作用を説明する。

[0023]

例えば自動車の駐車中において、シリンダ錠のキーロータが「LOCK」位置に回動され、かつキーが抜かれた状態では、図1及び図2に示すように、ロック部材13がロック位置に移動している。この状態では、ロックバー9の先端部がステアリングシャフト3側の係合溝18に係合することにより、ステアリングシャフト3の回転がロックされた状態となっている。

[0024]

このような状態で、図5に示すように、ロックボデー1のガイド部4が弱点部7において折られ、本体部2とガイド部4とが分離された場合、ロック部材13もロックストッパ8の弱点部14において折られて分離される。これに伴い、規制プレート23は、一端部が本体部2に固定された状態で、他端部である下端部がガイド部4から抜かれた状態となる。

[0025]

すると、ガイド部4側に残されたロック部材13のうち、ロックストッパ8の延設部8aに設けられた係合部材26に対する規制プレート23による保持が解除されるので、その係合部材26が圧縮コイルばね27の付勢力により係合解除位置から矢印C方向へ移動し、当該係合部材26の先端部26aがガイド部4に設けられた第1の係合部20に係合することにより、ガイド部4側に残されたロック部材13(ロックストッパ8の延設部8a及びロックバー9)がロック位置に保持されるようになる。この状態では、ガイド部4側に残されたロック部材13をロック位置からロック解除位置方向へ移動させようとしても移動させることはできないため、ステアリングシャフト3のロックが解除されることを防止できる。

[0026]

一方、例えば自動車の走行中、すなわち、シリンダ錠のキーロータが「ON」位置に回動された状態では、図3に示すように、ロック部材13がロック解除位置へ移動している。この状態では、ステアリングシャフト3側の係合溝18に対するロックバー9の係合が解除されていて、ステアリングシャフト3の回転が許容されている。

このような状態で、例えば自動車の急制動などが原因で、運転者の膝などがロックボデー 1 のガイド部 4 部分に強く当たって当該ガイド部 4 が弱点部 7 において破損し、図 6 に示すように、本体部 2 とガイド部 4 とが分離された場合、上述の場合と同様に、ロック部材 1 3 もロックストッパ 8 の弱点部 1 4 において折られて分離される。これに伴い、規制プレート 2 3 は、一端部が本体部 2 に固定された状態で、他端部である下端部がガイド部 4 から抜かれた状態となる。

[0027]

すると、ガイド部4側に残されたロック部材13のうち、ロックストッパ8の延設部8 aに設けられた係合部材26に対する規制プレート23による保持が解除されるので、その係合部材26が圧縮コイルばね27の付勢力により係合解除位置から矢印C方向へ移動し、当該係合部材26の先端部26aがガイド部4に設けられた第2の係合部21に係合することにより、ガイド部4側に残されたロック部材13(ロックストッパ8の延設部8

20

30

40

50

a 及びロックバー 9)がロック解除位置に保持されるようになる。この状態では、ガイド部 4 側に残されたロック部材 1 3 がロック位置方向へ移動することが防止されるので、ステアリングシャフト 3 がロックされることが防止される。

[0028]

従って、このような第1実施例によれば、ロック部材13がロック位置にある状態で、ロックボデー1のガイド部4が破壊された場合には、ロック部材13をロック位置に保持することにより、ロック部材13がロック解除位置方向へ移動されることを防止でき、また、ロック部材13がロック解除位置にある状態で、ロックボデー1のガイド部4が破損した場合には、ロック部材13をロック解除位置に保持することができる。

[0 0 2 9]

また、第1及び第2の係合部20,21を穴により構成しているので、それらをガイド部4に容易に形成することができる。

次に、本発明の第2実施例について、図7ないし図12を参照して説明する。ただし、上記した第1実施例と同一の部分には同一の符号を付して説明は省略し、異なる部分について説明する。

[0030]

まず、図7及び図8は、シリンダ錠のキーロータが施錠位置である「LOCK」位置に回動された状態が示され、図9は、キーロータが非施錠位置の一つである「ON」位置に回動された状態が示されている。

まず、ロック部材13のうち、ロックストッパ8における延設部8bは、第1実施例の延設部8aよりも上下方向が長く設定され、またこれに伴い、ロックバー9における凹部9bも、第1実施例の凹部9aよりも上下方向が長く形成されている。そして、上記延設部8bにおいて、長孔10の下方に位置させて、それぞれ穴からなる第1及び第2の係合部30及び31が、ロック部材13の移動方向である上下方向に並べて設けられている。

[0031]

ロックボデー1の本体部2の外側には、規制手段を構成する規制プレート32の一端部がねじ33により固定されていて、この規制プレート32の他端部である下端部が弱点部7を跨いでガイド部4まで延びている。ガイド部4には、規制プレート32の下端部に対応する部位に位置させて横向きの収容部34が形成されていて、この収容部34に、図10に示す棒状の係合部材35が、ロック部材13の移動方向と直交する方向(横方向)に移動可能に収容されている。

[0032]

係合部材 3 5 の一端部には係合溝 3 6 が形成されている。この係合溝 3 6 に、ガイド部 4 の外側において規制プレート 3 2 の下端部が挿入されて係合することにより、係合部材 3 5 は図 7 及び図 9 に示す係合解除位置に保持されている。係合部材 3 5 は、収容部 3 4 内に配設された付勢手段を構成する圧縮コイルばね 3 7 により、上記第 1 及び第 2 の係合部 3 0 , 3 1 側へ付勢されている(図 7 及び図 9 の矢印 D 参照)。係合部材 3 5 には、圧縮コイルばね 3 7 を受ける鍔部 3 8 が一体に設けられている。

[0033]

なお、ガイド部4には、収容部34と対向する部位に、収容部34に係合部材35及び 圧縮コイルばね37を組み付ける際に用いる挿入孔39が形成されていて、この挿入孔3 9は、それらを組み付けた後、プレート40により閉鎖されている。

ここで、ロック部材13が図7及び図8に示すロック位置に移動した状態では、係合部材35の先端部35aが第1の係合部30に対向し、ロック部材13が図9に示すロック解除位置に移動した状態では、係合部材35の先端部35aが第2の係合部31に対向する構成となっている。この場合も、第1及び第2の係合部30及び31は、係合部材35の先端部35aが挿入し得る大きさに形成されている。

[0034]

そして、ロック部材13のロックストッパ8に設けられた第1及び第2の係合部30及び31と、ガイド部4に設けられた係合部材35と、この係合部材35を第1及び第2の

20

30

40

50

係合部 3 0 及び 3 1 側へ付勢する圧縮コイルばね 3 7 と、係合部材 3 5 を常には係合解除位置に保持する規制プレート 3 2 とにより、ロック部材保持機構 4 1 を構成している。

次に、上記構成の作用を説明する。

[0035]

例えば自動車の駐車中において、シリンダ錠のキーロータが「LOCK」位置に回動され、かつキーが抜かれた状態では、図7及び図8に示すように、ロック部材13がロック位置に移動している。この状態では、ロックバー9の先端部がステアリングシャフト3側の係合溝18に係合することにより、ステアリングシャフト3の回転がロックされた状態となっている。

[0036]

このような状態で、図11に示すように、ロックボデー1のガイド部4が弱点部7において折られ、本体部2とガイド部4とが分離された場合、ロック部材13もロックストッパ8の弱点部14において折られて分離される。これに伴い、規制プレート32は、一端部が本体部2に固定された状態で、他端部である下端部が係合部材35の係合溝36から外れた状態となる。

[0037]

すると、係合部材 3 5 に対する規制プレート 3 2 による保持が解除されるので、その係合部材 3 5 が圧縮コイルばね 3 7 の付勢力により係合解除位置から矢印D方向へ移動し、当該係合部材 3 5 の先端部 3 5 a が、ガイド部 4 側に残されたロック部材 1 3 のうちのロックストッパ 8 の延設部 8 b に設けられた第 1 の係合部 3 0 に係合することにより、ガイド部 4 側に残されたロック部材 1 3 (ロックストッパ 8 の延設部 8 b 及びロックバー 9)がロック位置に保持されるようになる。この状態では、ガイド部 4 側に残されたロック部材 1 3 をロック位置からロック解除位置方向へ移動させようとしても移動させることはできないため、ステアリングシャフト 3 のロックが解除されることを防止できる。

[0038]

一方、例えば自動車の走行中、すなわち、シリンダ錠のキーロータが「ON」位置に回動された状態では、図9に示すように、ロック部材13がロック解除位置へ移動している。この状態では、ステアリングシャフト3側の係合溝18に対するロックバー9の係合が解除されていて、ステアリングシャフト3の回転が許容されている。

このような状態で、例えば自動車の急制動などが原因で、運転者の膝などがロックボデー1のガイド部4部分に強く当たって当該ガイド部4が弱点部7において破損し、図12に示すように、本体部2とガイド部4とが分離された場合、上述の場合と同様に、ロック部材13もロックストッパ8の弱点部14において折られて分離される。これに伴い、規制プレート32は、一端部が本体部2に固定された状態で、他端部である下端部が係合部材35の係合溝36から外れた状態となる。

[0039]

すると、係合部材35に対する規制プレート32による保持が解除されるので、その係合部材35が圧縮コイルばね37の付勢力により係合解除位置から矢印D方向へ移動し、当該係合部材35の先端部35 aが、ガイド部4側に残されたロック部材13のうちのロックストッパ8の延設部8bに設けられた第2の係合部31に係合することにより、ガイド部4側に残されたロック部材13(ロックストッパ8の延設部8b及びロックバー9)がロック解除位置に保持されるようになる。この状態では、ガイド部4側に残されたロック部材13がロック位置方向へ移動することが防止されるので、ステアリングシャフト3がロックされることが防止される。

[0040]

このような第2実施例においても、第1実施例と同様な作用効果を得ることができる。本発明は、上記しかつ図面に示した各実施例にのみ限定されるものではなく、例えば係合部材26,35や第1及び第2の係合部20及び21、30及び31の形状などは適宜変形することができるなど、要旨を逸脱しない範囲内で適宜変形して実施することができる。

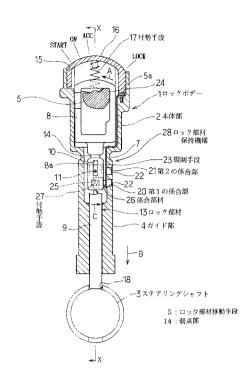
【図面の簡単な説明】

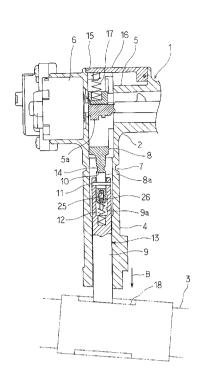
- [0041]
- 【図1】本発明の第1実施例を示すもので、ロック部材がロック位置にある状態の、背面 側からの要部の縦断面図
- 【図2】図1中X-X線に沿う要部の断面図
- 【図3】ロック部材がロック解除位置にある状態の図1相当図
- 【図4】係合部材及び圧縮コイルばねの斜視図
- 【図5】ロック部材がロック位置にある状態で、ガイド部が破損された状態の要部の縦断 面図
- 【 図 6 】 ロック部 材 が ロック 解 除 位 置 に あ る 状 態 で 、 ガ イ ド 部 が 破 損 さ れ た 状 態 の 要 部 の 10 縦断面図
- 【図7】本発明の第2実施例を示す図1相当図
- 【図8】図2相当図
- 【図9】図3相当図
- 【図10】図4相当図
- 【図11】図5相当図
- 【図12】図6相当図
- 【符号の説明】
- [0042]

1 はロックボデー、 2 は本体部、 3 はステアリングシャフト、 4 はガイド部、 5 はカム 部材(ロック部材移動手段)、5aはカム凸部、7は弱点部、8はロックストッパ、9は ロックバー、 1 3 はロック部材、 1 4 は弱点部、 1 7 は圧縮コイルばね (付勢手段) 、 1 8 は係合溝、20は第1の係合部、21は第2の係合部、23は規制プレート(規制手段)、26は係合部材、26aは先端部、27は圧縮コイルばね(付勢手段)、28はロッ ク部材保持機構、30は第1の係合部、31は第2の係合部、32は規制プレート(規制 手段)、35は係合部材、35aは先端部、37は圧縮コイルばね(付勢手段)、41は ロック部材保持機構である。

【図1】

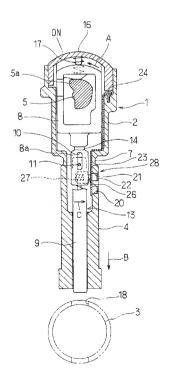
【図2】

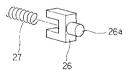




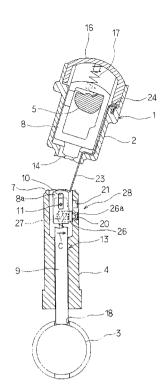
【図3】

【図4】

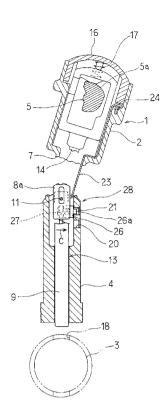




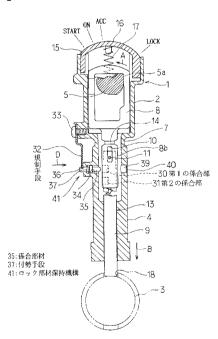
【図5】



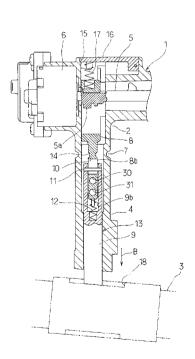
【図6】



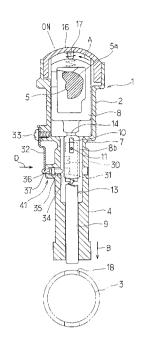
【図7】



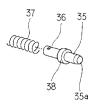
【図8】



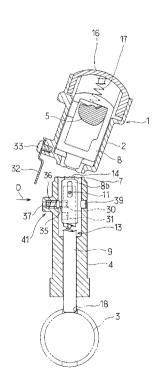
【図9】



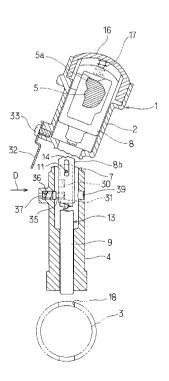
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

【要約の続き】